

WTOのITA拡大交渉が妥結しました

ITA (Information Technology Agreement) は1996年に成立したWTO協定の1つで情報技術産業製品の関税を撤廃する協定です。

この協定の下、78カ国で、コンピュータ、通信機器、半導体、それらの製品に使用される部品など144品目の関税が撤廃され、ICT製品の貿易拡大を促進してきました。

しかしながら、ICT分野においては製品が急速に発展し、新製品が次々に登場しているにも関わらず、ITAは長い間対象製品の定義の見直しや品目の拡大が行われませんでした。

そのような状況の中で実情に則した協定を求める機運が高まり、2012年5月、ITA対象品目の拡大をめざした交渉が開始されました。

当初は、関税撤廃による国内産業への影響を考慮し、多くのセンシティブ品目を主張する国もありました。そのため何度も交渉が中断し、交渉状況も二転三転しました。JEITAも、交渉をサポートするため、度々代表者をジュネーブに派遣し、日本政府と連携して説得が必要な国に対して直接ITA拡大交渉の重要性を説明するなど積極的な対応を行ってきました。



WTO本部

その結果、2015年7月、デジタルAV機器、デジタル複合機、半導体製造装置、新型半導体、通信機器、医療機器など201品目を拡大対象品目として合意することが出来ました。

最終的には、2015年12月17日にナイロビ(ケニア)で開催された第10回WTO閣僚会議において、関税撤廃の譲許スケジュールを含んでITA拡大交渉が妥結したことが発表されました。



WTO閣僚会議プレス発表風景

この妥結により、参加国53カ国・地域において、ICT関連201品目の関税が新たに撤廃され、その品目の世界貿易額は年間約1.3兆ドルで、世界貿易額の10%を占めます。日本から輸出額は年間約9兆円に上り、約1700億円の関税削減効果が期待されます。2016年7月1日より順次関税が撤廃され、3年以内にタリフライン(関税率表の細目)ベースで全体の90%以上の品目が撤廃されます。最終的に2024年1月までには201品目全ての関税が撤廃されることになります。

ICT分野はグローバル・サプライチェーンが構築されており、多国間による自由な貿易が価値を生むため、今回の合意によるJEITA会員のメリットは非常に大きいと考えられます。

今回の合意を踏まえ、ICT製品の発展に伴った見直しをいかに定期的実施していけるかが今後の課題となります。



WTO関係会議会場

電機・電子4団体「海外化学物質規制セミナー」

4団体製品化学専門委員会(欧州化学品規制WG、中国化学品規制WG)では、欧州ならびに中国の製品含有化学物質規制の動向を調査し、わが国の電機電子業界の主な意見を集約し、現地の組織とも連携しつつ、意見具申等ロビー活動を行っております。

現在までの活動の中で得られた、欧州ならびに中国の製品含有化学物質規制の最新動向をご紹介することにより皆様の製品含有化学物質規制対応への一助となることを願い、本セミナーを開催いたします。

日時・場所

[東京]

2016年3月4日(金) 13:30 ~ 16:30 連合会館 / 2階 / 大会議室

[大阪]

2016年3月11日(金) 13:30 ~ 16:30 中央電気倶楽部 / 本館5階 / ホール

参加費

4団体会員 : 10,800円 / 非会員 : 16,200円(お一人様につき、税込)

お申込み・お問い合わせ先

一般社団法人 電子情報技術産業協会

環境部 TEL : 03-5218-1054

(お申込み・お振込みに関するお問合せ先 : 山田)

(講演会内容に関するお問合せ先 : 石井、田島)